

## ミニボート注意喚起

海上衝突予防法には、船舶の遵守すべき航行ルールや船舶が表示すべき灯火、形象物のほか、船舶の行うべき信号等を規定しています。ミニボート(2馬力エンジン搭載)であってもこの法律上は「船舶」として扱われますので、事前にしっかりと把握してください。

### ライフジャケットを着用しよう

海中転落や事故の発生に備えてライフジャケットを着用しましょう。生存率が格段に向上します！

### 防水バックに入れた携帯電話を携行しよう

陸上との連絡手段(携帯電話等)をお持ちください。緊急時に備え携帯電話を防水バックに入れ、連絡体制を確保しましょう。

### 安全な場所で楽しもう

磯場の地形や足場、潮汐等を事前に調査して、安全な場所を選びましょう。

### ボートの揚降が禁止されている場所からは出航しない

高浜町内の漁港施設等では、船舶・ボート等の揚げ降しはできません。

### 気象・海象の状況を入力しよう

天気は変わりやすいもの。MICSやラジオ放送等から常に気象情報を入力するとともに、周囲の状況から時化の気配を感じたときには、早めに切り上げましょう。

### エンジントラブルを避けるために機関をチェックしよう

機関を有するミニボートは、機関故障の水難事故の発生が多いことから、出航前には必ず点検整備を行ってください。

### 複数人で行動しよう

万一、海中転落者や怪我人が発生したときに備え、複数人で行動することをお勧めします。もちろん、家族には行き先を告げてくださいね。

## 【追越し船のルール/出会い船のルール/各船間のルール/横切り船のルール】

### 追越し船

針路、速力を保つ

十分遠ざかるまで相手船の進路を避ける

確実に追い越す

### 行会い船

互いに右に転じて避ける

### 各船間

運転不自由船  
操縦性能制限船  
漁ろう船  
帆船

動力船

### 横切り船

右に転じ、又は速力を減ずる

針路、速力を保つ

相手を右に見る船舶

相手を左に見る船舶

【出典】海上保安庁ウォーターセーフティガイドより

## イベント時の海利用について

イベント等で海を利用する際には、事前に各関係機関に許可・連絡をとるようにしてください。

### 若狭高浜漁業協同組合

漁業種の漁業区域にかかるイベントでは、事前協議(相談)を必ず行ってください。

【受付時間】平日 8:30~17:00 TEL:0770-72-1234

事前協議

### (一社) 若狭高浜観光協会

高浜町内の砂浜や海岸を利用してイベント等を行う際には、事前協議(相談)を必ず行ってください。

【受付時間】平日 8:30~17:00 TEL:0770-72-0338

事前協議

### 要申請

若狭和田海水浴場から城山海水浴場(ベビービーチ除く)三松海水浴場、難波江海水浴場の砂浜と海岸を利用する場合



福井県嶺南振興局 小浜土木事務所 管理用地課・港湾課

【受付時間】平日 8:30~17:15

TEL:管理用地課 0770-56-2101、港湾課 0770-56-5913

### 要申請

若宮海水浴場、城山海水浴場(ベビービーチ)の砂浜と海岸を利用する場合



福井県嶺南振興局 林業水産部 水産漁港課

【受付時間】平日 8:30~17:15 TEL:0770-56-5903

### 要相談

高浜町内の砂浜や海岸を利用してイベントの準備作業等を行う際には、許可等が必要な場合もあります。



小浜海上保安署

【受付時間】平日 8:30~17:15 TEL:0770-52-0494

イベント等の実施日から30日以上前までに相談を行ってください。

## 密漁は絶対に禁止!



たった1個でも違法となります。

高浜町では密漁パトロールを強化しています。警察、海上保安署の協力のもと、関係各者が一丸となり、定期的な密漁パトロールを実施しています。告げに繋がる事例も発生していますので、密漁行為は絶対にやめてください。



アワビ・サザエ・ウニ・ナマコ・カキ・ワカメ等は若狭高浜漁業協同組合員以外の人は採捕できません。漁業法改正において、罰則が大幅に強化されています。(最大で3年以下の懲役または3,000万円以下の罰金) 処せられる場合があります。

## 高浜町の海岸を守り育てる条例

(目的)

第1条 この条例は、東西に長く広がる白砂青松の海岸を有する地域的な特性を鑑み町内各海水浴場開設期間中は元より年間を通じて安全で安心して高浜町内海水浴場等を利用するために、事業者、関係団体及び利用者の責務を明らかにして、高浜町の海岸を守り育てることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 高浜町内海水浴場等 各海水浴場開設者が福井県遊泳者の事故防止に関する条例(平成5年福井県条例第3号)により開設する海水浴場及び町内の海岸線一体の区域をいう。
- 事業者海水浴場開設期間中及びその他一年を通じて、各海岸において浜茶屋の経営その他の事業活動を行うすべての者をいう。
- 関係団体海水浴場開設期間中及びその他一年を通じて、陸上・海上を含む区域において関係する団体をいう。
- 利用者海水浴場開設期間中及びその他一年を通じて、海上を含む町内の海岸を利用するすべての者をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、第1条の目的を達成するため、高浜町内海水浴場等における関係機関及び関係団体との協議により定めた「若狭高浜海のルール」(以下「ルール」という。)を遵守するとともに、関係団体が実施する施策に協力しなければならない。

(関係団体の責務)

第4条 関係団体は、第1条の目的を達成するため、高浜町内海水浴場等において、管理運営及び安全確保に努めなければならない。

2 関係団体は、事業者及び利用者との情報交換を図りながら、意識の啓発及びルールを周知し高浜町内海水浴場等がより安全で安心な区域となるよう努めなければならない。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、第1条の目的を達成するため、高浜町内海水浴場等において他の利用者とお互いに妨げにならないよう配慮しつつ利用するとともに自ら美化その他環境保全に努めながらルールを遵守しなければならない。

(指導及び勧告)

第6条 町長は、3条、4条及び5条の規定に違反したものについて、必要な指導及び勧告することができる。

2 町長は、前項で実施した指導及び勧告に従わないときは、是正のため必要な措置を講じることができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## ご利用の皆さまへ

高浜町ではこれまで、「高浜町の海岸を守り育てる条例」の目的を達するため、関係機関及び関係団体との協議により定めた「若狭高浜海のルールブック」を基に、年間を通じて海岸の安全確保につとめてきました。

しかし、近年、通年型マリンスポーツ体験者が増加する中、アクティビティ体験者が安心・安全にアクティビティを楽しむため、アクティビティに関するルールを明確化し、海を利用するすべての方のマナー向上並びに水難事故等を防ぐことを目的とします。

若狭和田ビーチは国際環境認証「ブルーフラッグ」をアジアで初めて取得しました!



ブルーフラッグとは、世界約50ヶ国・約4000ヶ所で取得されているビーチ・マリーナの国際環境認証です。厳しく定められた4項目33基準をクリアすると「優れたビーチの証」として世界最大規模の環境NGO「FEE」より認められます。高浜町では美しい海を次の世代へ残していくために取り組んでいます。



ブルーフラッグについての詳しい情報は!



このルールブック作成にご協力頂いた方々

- 高浜町内アクティビティ事業者
- 日本スタンドアップパドルボード協会
- 若狭高浜漁業協同組合
- 敦賀海上保安部
- 小浜警察署
- 高浜町水難救助員会
- 若狭和田ライフセービングクラブ
- 福井県嶺南振興局
- 若狭高浜観光協会

高浜町マリンスポーツ対策会議

問合せ 高浜町産業振興課 tel:0770-72-7705  
若狭高浜観光協会 tel:0770-72-0338

第2版(発行日:令和4年9月)

## 高浜町 マリンスポーツ ルールブック

海を利用される皆さまへ

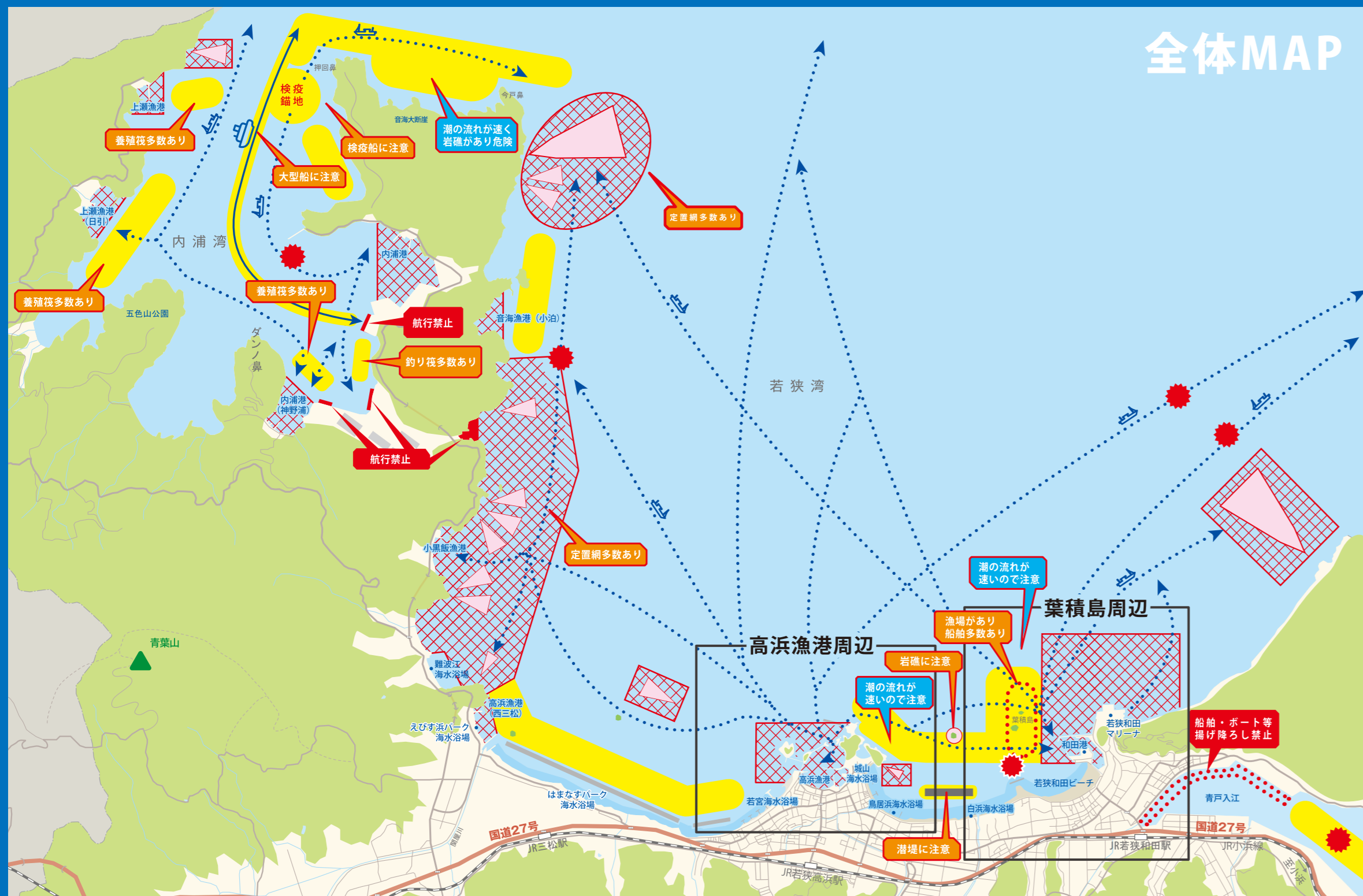
美しい海の環境を守り、誰もが安心・安全で快適に利用できるように、マリンスポーツルールをお守りください。

このルールは、「高浜町の海岸を守り育てる条例」第3条に規定する「若狭高浜海のルール」に即しています。

第2版

# 高浜町マリンアクティビティ危険箇所MAP

夏期海水浴場開設期間は「高浜町海のルール」を参照



## ◆危険箇所MAP凡例◆

<p><b>赤色</b> 航行禁止エリア</p> <p>このエリアは、発電所設備及び国際貿易港の保安区域になるため、関係船舶以外の航行は禁止されています。</p>	<p><b>網掛け</b> アクティビティ禁止エリア</p> <p>この海域は、船舶等の出入口また、大小定置網が存在することから、頻りに船舶が航行し危険なので、アクティビティ利用は禁止とします。</p>	<p><b>黄色</b> 注意エリア</p> <p>船舶等の航行や岩場や漁場等があり注意が必要なエリアです。全ての海の利用者は見張りを十分に行い航行してください。また、アクティビティ利用者の方については、周囲を十分警戒し、速やかに横断してください。</p>	<p>矢印 船舶等航行ルート</p> <p>船舶等が頻りに航行するルートです。動力船は見張りを十分に行い航行してください。また、アクティビティ利用者の方については、周囲を十分警戒し、速やかに横断してください。</p>	<p><b>定置網設置箇所</b></p>
				<p><b>衝突注意</b></p> <p>過去に衝突事故あり 十分注意して下さい</p>

このルールを広く周知するために皆さまのご協力をお願いします。

## 高浜町マリンアクティビティルール

### ルール詳細はこちら



### 緊急連絡先

消防 119

海上保安庁 118

警察 110

- 危険はどこにあるかわかりません。常に自身や他者の安全に配慮した行動を心がけましょう。
- ライフジャケットを必ず着用し、万が一の連絡手段として携帯電話を持ちましょう。
- 自粛エリアは、船舶の往来は頻りにあり、定置網等があることから危険です。立ち入らないようご協力ください。
- 常に周囲を見張り、安全に配慮した行動を心がけてください。
- 早朝、夕方、夜間時は、危険なので自粛してください。
- 注意エリアは、船舶が混在するため常に周囲を警戒し、岩場などにも十分に注意してください。
- 目立つ色（蛍光色）の服や帽子を着用し、ホイッスル等を常備しましょう。
- 波の高い時や風の強い時は危険です。自粛してください。
- 沖に行かないようにしましょう。